

手紙



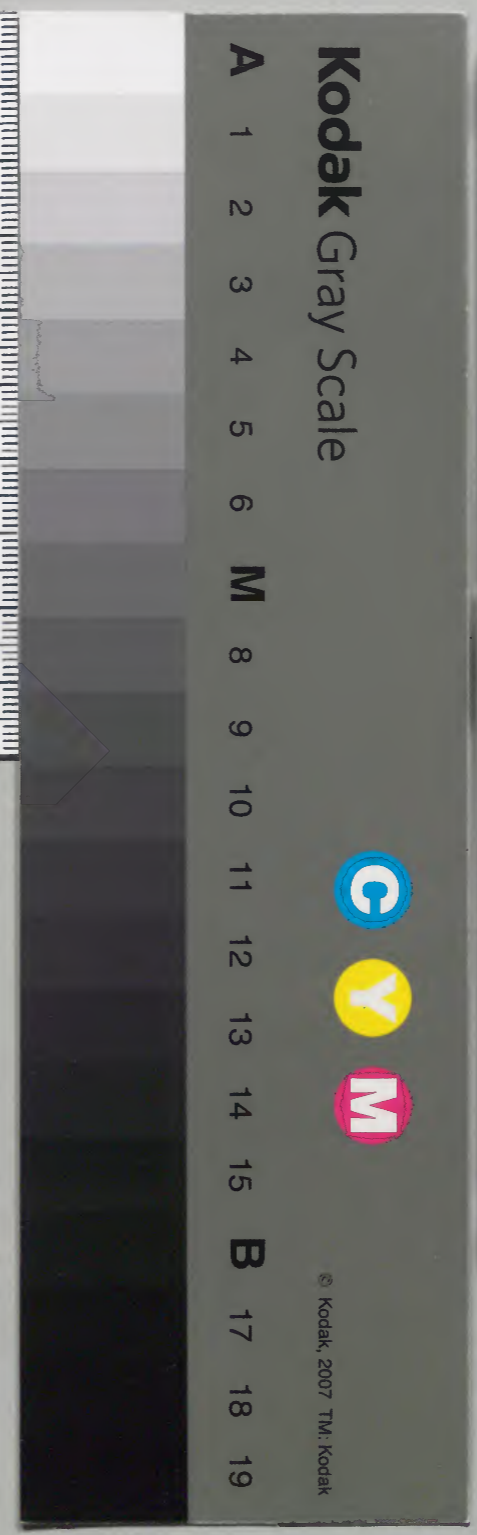
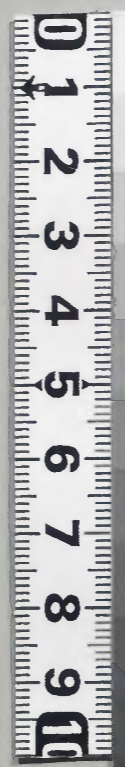
内閣文庫			
函	冊	號	類
二	一〇〇	一〇〇	和書

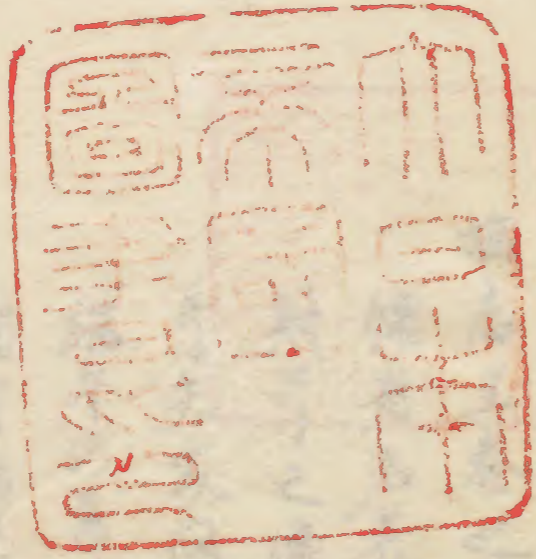
(=四ノ)

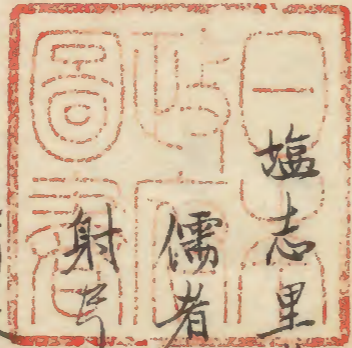
四九二



内閣文庫		
番號	和 28420	
冊數	100 (42)	
函號	211	300







一塩志里卷之四十二

正徳

儒者名義釋

射弓之傳

弓矢或問

端午の菖蒲兜

獨窠綿袴褥



弓矢名目

名目補遺

古語彙直彙或問

和名抄馬具拔書



○ 儒者名義釋

魯邾昭代乃者九州各封域有之其牧長道を以て其民人を居首に衣冠を足し一倫理を昭らして

武備を固し一逆賊を封し一む元各國の公侯國の大小

公侯伯子男五等の爵あり 五等の爵あり たる貴しして其國の四民を伴ふ

徳あり者を以て其國の師氏とて彼民人を

教導せしむ 五品を序して 而後其の保民を以て 礼楽

書教を 書教を 子通せし者にして御事く是を以て 礼楽

これを保民の師也 也 古より保民の元 元 六藝の師也

も後この國の師氏これをして 也 有る 有る 礼樂して 也

學者の正統を傳へいふ 也 夫儒を 也 居る 也 禮樂を 也

後のこゝも貴族老少のたはれ也てりよよもて天下
のたを山、諸侯一統を治りてを民の道を治め、卿大
夫士亦各一家のまゝして其家令をしてまゝ介しむ
庶人いふより少西四等と成りて老い少きをいへば
老を尊て邪法をよめりしむ其れあはし信者道
者より少者有てて道を立く人をあはしき理ありんや
本國のこゝも亦然也

ては四法を治り、執政百官を統、内して八省外に
して國自のまゝを治り、宗廟を治り、朝廷を治り、
百姓のまゝを治りて、その非道をいひ、む官人何ぞ
く道を以て立く、香也、乃んて、信者、其の、女人

くも信り、老れ、重慶のまを講、て衣食を信り
亦神道者、て神祇道の麻衣を以て、新道の
附をを、衛の、一家を立、其れ、其他、射法、
樹木を、軍法を、亦一、右、
自ら、信を、
亦、
且、
山、
と、
職、
等、

合式あを考之、
武業記と述、
至世の武位子の師

一人の相りし百官を正ししより、
を優りて、
すも、
西法、
君の出入り侍従して、
侍りし、
を徳りし、
四方の、
詞、
学生、
して、
武事、

の学生、
業、
日、
日、
日、
て、
轅、
思、
を、
倚、
比、

雷乃西神也戸部を攘て大物主神を祭りし然
て忍日天穗津の二神に力を振く前と立りし
神武帝東征の日道臣命軍師となり赤縣を耕め
四海神農と化せし忠神と名し四道の將軍を命じ
系りて皇太子日本武尊と名せし東征の大將軍小
碓日小碓の控幕府の城古奈の寄寄唯武略の
任より方をやみ淑良義別正大節を懐きて壯氣
浩然として決石の心を要せり若武とありて
諸の能く人日本武備の望固より士民の勇健
なり是邦無く是をとおる万國に利益を施せり蓋し
神代皇后威徳三韓と名し英なる終域を懐け

いさしし神武の徳化程今日も新天よりいし明
人朝鮮を新て祖皇神武冠帯の國に琉球を
雅風ありと美しと後二國を新て武勇とく
自居して此に奴顔婢態し其風を定めて其名を
恥し隷とありし只赤國を新て倭冠と名し海城と
傳ふるに我武威化し率咄と名し良業枝を新て
志畏ふ事とてありし後新参りの新参琉球を新
よ文祿の戦韓人物のいし走り嵐の如く嵐を
て闘ふ力あり然り菜色其情弱婦如の如くありし
況や琉球を新て赤縣一帯を輝て其日倭因に
いししとありし方冠帯を新て言文物を巧に

礼を先にして武を業として武を
忘るる者いりては國を立し宗社の元氣を回
さす時其の先主國を喪ふるもの文徳と武と
ありあはれしやと我國學者といふも先大槩武門の
毎に冠飾もさるるを以て戦ふの野俗といふ先
彦主人の言冠飾も袖をたてていふもさるる氣色
ありこと中とあるも西存と云ふ我國平家のため
き武力を以て敵を具さるるやとさき記さるる
あつ風雅い先をさるる二十餘年のるも弱如
のいふもりて西の合戦もさるるもさるる
きく義仲と遠藤はさ義経も攻七存はさるる

かひなき者狼もさるるは是利も氏陸ふの軍東
武士もてて及下を主維さるるも義論も先
此の如京も武事も倦怠も南軍僅も其れは
取柄もたあはれ逃走もさるる戦をいふも矢を狭もさ
及らりりい口信がさるる彼義経の如き誇り日こ
かして後し治藤と杜姓も公家の上もあつあつ文
官のたもさるるをさるるもさるるもさるる武業
を忘るる義政もさるるてさるるもさるる武業
猿馬もさるるあはれ武式もさるる干戈政教も他家
のいふもさるるさるるを奸臣階もさるるてさるる
をぬきも義の義輝も逆賊も殺さるるもさるる

乃刀傷ありてあつるは多し一義昭後居りてをりて武
道よりいひ終て滅田家く制きしれを臣家の懐丈
と成て終て水に死すや三日の武士いすし戦國の
俗を忘るはりる社國家も久之の衛護もろくこれれ
しうた方いた半くもれて物弱かりしうもろくも
乞をいつて要きい必事とたか風の風も柔もい
あな花柳梨園のすもろくもろくも武士の
乃いはい志を高く武藝不列て筋骨を健くし
枕戈の念を忘るはりる其を以て韃國乃忠を
すすき先修才て也凡そ文字の字をすり老却て
奸邪もたよりて國家を危しりもを亡し志を絶て

云々の少りい史文章敏給りて人主を悦し
武勇兵法よりて敵國を畏しり道をかて勢譽
を崇こすはゆい念せく僕侍を輩い君を侍を伺
いて恩寵を固り入てい前も睚眦して早伏前
のいしゆいゆも務密し貪噬席乃ゆ其若
を顯もせんゆを欲して入給の人才能じは猶れ
を必我量をもふらんゆを起し人主他の親任は
ん事を欲せん大率術を以てい水を去去に
悉して阿諛する者を引て争く漸く祿重く城
盛んも自ら殺翠の柄を竊極く自權を考
らり其物士大夫を以てにまはり懼怖せりり一向

柔懦俄然にして制しざるときは豈を月ひく巴り
貳と一恩を雋りて此を徳とす外國の史を粧
綴し主君の徳を善くして民の恨を厚くし毎ち世
裁度なき群小を以て君を押壓せしめ目を
蔽ひ歳を竭して酒を以て淫酒を以て改令を悉く
此道に少くもを講り上下を愚弄して只自為と
欲する所を爲して會計万謀奸詐噴赫あり其
才一彰法を立て自利一國を害し時の群小等
亦利を無忌する輩は君臣の威福を侵奪し僕
隸の礼を執り側媚伊優し一身の富貴を貪り
瓜と鄙陋をかくるに似て彼も匍匐し尾を揺りて

情水にをるといふ或は小徳を賣て淫をの利を内
微才を銜ひて谷倉の米を盗り巧佞節を折
るもの多て内布の結し欺罔媚惑を以て不
ち阿黨服従の私を以て表裏交煽して只
をむのを恨み邪の邪徒然と満ちる君子去
て道廢し弊政暴虐を以て怒り狂野を以て
情の人民恨之深き終て逆賊四方を起す國は
民散し君は猶ありたりし時彼輩臣佞者
亦其の如く其徳を絶つて少くも其の徳を
いふは其の如く和漢古今を併し少くも其の
情を以て其の倫理を明し其の自らを以て

能為くして官の大小もゆを知らず切りて
家の早うゆを能くし何と利に縁のるしあるか
文武を仁義の用として忠孝を人への道とを
持て人のあし命をきくのをさしめりか後

右を思息在也の時かまこの物さるし使ひし
筆もし字業筈の中よありし今をわんたを死
相ゆ急存りしとんをある人とてさしりし
世人の字を為しゆと後一筆もことと後
乃かゆとさるしとれいしゆと塵もゆとさるし
下乃事たしゆと凍ゆしゆと志ぬとゆと厚
人もたしゆとあゆしゆと人の言もゆと

新くあやまき筆の法を傳し為を傳りぬ

正徳改元仲夏

殘翁後之

○弓矢を武具才一乃重題たり源平のあまの八後
大業後りし法宝忽と智ふ亦は法形と也尔奉る

朱卷て是の法にゆて慶平の平が門を徒伐乃
時八幡大業後現形あり白本はゆりる巻物役
の名を持しゆとゆひし法託多し白也者波誰
加射曾我礼計曾波とゆひ言ゆひと箭を射
ゆりゆりゆり即然とゆ門はゆと平此ゆ矢と船

延喜代の宝物として菟卷片の形のはたきと内
務寮のほり庫に納りしときハ物言をち天
下中への根奉神初皇座をすしりしは形を
只天の事法秘あり

菟原のちをまじり大原のほり庫に納りしは
是を左上下に右祀と稱ししなり秘傳也

天照太神左のほり爲て夏屋根奉は形に
度々倭姫皇女神代の神宮を以て祀りしは
やまよとまき奉未ぬ傾伊賀志持のほり
ちりしは可秘なり神代のちりし奉未を今の
こく書を付くしはははははははははははは

はたきと廉の瓜のちりしはははははははははははは

未若く稱する古の物類

夫より昔天照太神与彌振起り嚴威を上天
示し言魂を天原見与天羽のちを以て中原を治
きしなりしは皇神とを稱ししはははははははははははは

天原見与 言魂を以て

長サ七尺五寸五厘一丈五寸 三五の 初ハ天

香江山の権本を以て制を立しはカゴ乃訓秘伝
瓜原之ちり亦天羽のちりしはははははははははははは
有事也

錦鞞

姫鞞とも云

蒲鞞

草鞞

右三鞞の製甚寸尺にあらずはあり

鞞

鞞の字存字に日字は示す鞞の字を并りトモと訓し
カラトモとむたの形を以て信を以て通る具を云ふ

神祇式に席皮を以て縫侍小の寺庫式に然

草のよりたより信を以て小の事より信を以て

と形より信を以て中事より信を以て信を以て

寸法より信を以て信を以て信を以て信を以て

决

表白羊
裏紫草

君臣の格を以て信を以て信を以て信を以て

信を以て信を以て信を以て信を以て

射鞞

是ハ禮也年の時着之を製衣も亦ハ極きハ大

物士卒のふかきものも亦ハ世ハ信との具も

亦ハ世ハ信との具も

高箬

馬上のふか

山虚穂

猿の皮を以て信を以て信を以て信を以て

矢囊

戰場より箬を以て信を以て信を以て信を以て

雨に濡れし雨皮を以て信を以て信を以て信を以て

信を以て信を以て信を以て信を以て

稱する矢の字を以て信を以て信を以て信を以て

平信生信も以て信を以て信を以て信を以て

亦ハ世ハ信との具も

物よりしを日なり矢如衣と二物より侍りふ
こゝ相牽もえの矢囊より起りしりて伝傳り非
たり此處種空種より本在腰革の上此次より
上を種よりしを日なり矢如衣と二物より侍りふ
東地より相牽もえの矢囊より起りしりて伝傳り非
を如くしりて伝傳り非
古語より侍り

漆弓

越て武友の用なり也但文官よりしりて右射の日に
用之也 的弓ハ平頭箭

滋藤弓

借古ハ藤着より纏し瓜の皮より海世唐土
より名も桃布を以て巻之笛藤よりしりて
りして笛を巻きたに似るなり他も滋藤乃
りしてを代ハ藤の事をとりまき其を巻て
塗つて漆弓なり稱し必しし傳り中世より事
なりしりし 漆弓ハ滋藤弓ハ戦陣にも射たりし
也これ傳りし文武のりし稱し

衛府射田

古ハ左右を衛府の射田各十町 在江國 其地子ハ
騎射歩射をせぬ習り用し充りしり也左右並
門府の射田ハ四十四町二段百九十六畝山城攝津

根存ハ猫搔俗ニ云ヲ棚子コダとして其の儀ヲ的を立て
 射ル亦ハ猫搔を立けて其の儀ヲ的を立て射ル
 ナリ射禮ハ公武の仕録として徳業を修め
 威武の備を固く代々其の礼を詳しめて
 英才を擧げしむるハ朝廷の禮ハ江都等亦
 是レ其の儀の或を立るハ武家世のすまハ
 歩射秘解を考へて可なり而シテ物大庭物等意
 五物ニツ物ハ流湯馬ハ的下汁髮搔小刀疊帛九物大
七尺二寸中ハ九寸小ハ七寸面一尺 箭的等申世ハ其射
中の黒点二寸兩輪五分 必學ハ一ハ其儀也

矢口祭

武將睦の法射の時其地を射て山神を祭るの事也

折敷一枚盛餅三種餅の粒

右白餅ニツ餅の長ハ八寸廣ニ寸

中赤餅ニツ厚サ一寸下敷之

左黒餅ニツ

此折敷ニ枚を盛て調を以武將の左の方
 小假りし是射を名射ハ飯を奠ひをんて
 武將の前を踏居りて先白餅を取て中央に
 並次く赤餅右の方を並く是は三種の餅各
 一ツ取重馬ハ上赤中 比り其の左乃亦供ハ山神

大山祇中山祇 麓山祇 正務山祇
 次々亦茶の
 を食ふ
 維山祇の玉帛を食ふ
 自三口食以下
 抜出おの

右をち矢の名目其一二を記し初公の乃々自復
 を知たるは能言矢あはれ誠者必敗し可也其中は
 侍り共し侍りい或は事上家亦ハ伊勢神字の秘説
 として白地と共侍りも忍ぶるあり水と浅く是を不知
 りを物知教し奥流す事をしててて侍りもハ
 あはれ志の人あはれ必侍り侍り事也

○ 射弓之傳

美濃弟彦命

石古横立

日本武尊

熱田太神宮 射真貴神

尾張田子之稻置

尾張氏 代相承

右備建彦命

乳近之稻置

大伴武日命

尾張建稻種命

足仲彦天皇

謚神哀氣比 大明神

氣長足姬尊

謚神功皇后 香椎大明神

武内宿禰

高良大明神

譽田天皇

謚志神 八幡太神宮

木免宿禰

紀家代相承大江 源平等諸流傳授之

植人宿禰

的臣祖ナリ藤原弓矢傳

補遺

天子御梓弓

箭四具

一具ノ箭五十双雉羽ヲ以テツクルト云

角伊多都伎

細伊多都伎

木伊多都伎

麻之伎

弓袋 表紫帛 裏緋帛

鞆袋 表紫帛 裏緋帛

是天子御梓の具也 臣下ハ紫緋を可憐事也 未の代ハ銀を先として上下のふもきく侍りのもの

桃弓 葦矢

是ハ二月追儺の時 用ひりし弓矢也

此矢勢の備はる者を坊津國津波のありを 搦進し之を此の更式及び古代の為に實流亦

を考へ

三三九 四六三

三三九四六三以下位物を漢名

上の中の下

是ハ大匠物射りしもの也 漢名を凡大匠物換 見沙法記を見て大匠物の式を云ふ

鞆 空箱也ハユノ切

鞆 矢筒の更使

是亦の制之を好すしては之を附之の事を云ハ 世の風俗なり

兵庫

日本記の訓ナリ 矢を納め兵庫と云ふ 兵ハ物具

弓腹

強ナリ

郷音矢

鳴流ナリ

此亦の文字万葉集に出ナリ

鳴箭

ヤツメノカブラ

頃倭名ニ入リテハ凡八目ト云フ 穴ハツナリ

也其式をたてて之を以て亦故日のり故月の名
とすの因は社を以て出を以てり其を日月に能
しとす

問我尾西國府宮 中島郡國衙尾北 古國皇の神社 乙月六日の神意

其法尸馬ふとて桃に棘矢を以て射る棘の矢を葦の
矢とす

答左傳の棘の矢以供御宗王事とてこ此異部より
傳へし制をたす也

問吳部よりい古縣本角を以て制を以て矢も亦在也
我國の如き作のり矢ありや

答同禮の七幹と竹のりあり古傳に南山の竹と

括一是は羽一濶して射るのりあり況晋木の

体より漢書の家蠶竹葉あり何れ國のこといえん
相り弦を唐土も麻を以てす也

答然と説ふは弦を象絲軫之形と越絶書に種麻
を以て法とす

問唐土より石の濶とすい亦我國神軍の矢の根と
り石ありしを以てあり物と

答挹婁 夫餘の東あり あり國の名 古を石を濶とすい中国の
物といふは亦我出羽國福浦に灵石ありしを濶

日本にありしを以て之を濶とす 予も石濶二枚を以て
先云く 其形實は濶のこく 其高の長海軍より

古くより神物として法府に奉りしものなり

博物志曰細石形如小斧名霹靂斧一名霹靂

洞弓を三人遣五人法より其力の極也何

答古く一法一せ五首を法礼の名也極也

ふろりを一人力より亦曰三を目をより極毎の矢

本極法乃法よりを三人法より亦法より古く四人

法五人法より名目をたし何

問法家の方法也何

答徑四寸八分池二寸八分曲物なり素草を以て纏

クハヒラキ 諸あり 法府に素草を以て纏

洞矢一腰より其矢数如何

答一腰の矢数凡二千五百也

洞八目かす矢如何

答流矢をより其風穴の数かす凡 風穴を

八つも九つあり 凡二つ 墓目ハ者目九つは後也大幣ニッ形也

洞目極風を如何

答穴の両指し堅き糸より目極より也是ハ穴

の端を欠けよりきなり風を如何穴の端を風

の能より如何

洞目九ツ指を如何

答一山大鳴流乃事あり凡篋糸の目九指あり

を如何

何大退物に奈須野の狐を射る事大を射り
し初る事也

答於此は是俗傳にして猿木の能く小かくり

し世人亦其たりし事大退物に中世其事亦大退

物に存人作を形して下知し所底滝は亦の武官

を帯し陣列を定めし事也

是を射りし事也

大退物の事也

問平の矢狩の矢をいふ事如何

答大退物に平侍の矢をいふ事如何

戰場にて矢を射る事如何

かゝりし落命の事如何

問平の如何

答と俗流に古法と同一の事如何

て一寸の事と大退物と立し射る事如何

何歳首小退物を射る事如何

と平く悪魔を射る事如何

らを一飾りたる事如何

答と平く平退物の事如何

おろりして童子に射る事如何

は風俗の事如何

於此は却て花火の飾り

て根存を忘る附云の誤を併りて存まらざる事
り馬の養へし陽の心毎よあき事也

洞より先を日存して製し初めをりる今を誰とや若
て思た神より先を辨し、そのりく、上古より造りし
と凡ゆる但し

弓削祖天日鷲嗣矢命

又余伎都磨命伊香色雄命兼モ
亦一流弓削ノ祖ナリ

矢作祖師主命

鞆編祖神志波移命ト云

的祖葛城襲津彦命

是ハ後世ノ事欽
武内宿禰ノ男也

右或人乃需し、りて甚大略を記し、与りて若也

正徳元年辛卯仲夏

天野信景書

○或人兵播乃制を問ふ事、古制をの國乃及、以破

壞し、或りて、も寸尺違ふ、か、以、く、其制を極を

造りし、と世り、り、の、私國の時、便利のため、併し

昔時代人名、是、り、武内宿禰、と、古制を、知、り、

も、あ、り、其、れ、以、り、矢刀割、甲冑、木、の、製、械、に、

の、す、と、大、く、其、れ、拘、一、二、と、あ、り、人、を、く、と、を、以、て、若、を、造、り

は、若、る、く、た、り、い、あ、り、り、の、り、あ、り、と、く、旧、制、を、考、へ、

る、事、に、

○或人云、禮、古、の、制、を、問、ふ、事、も、く、詳、大、く、以、或

を、尋、た、る、の、直、垂、乃、の、を、り、も、ん、と、考、へ、り、今、何、

事、云、何、の、詳、大、く、其、れ、の、り、あ、り、ん、今、京、師、に、以、て、製

しる工家ありしはとてし亦古家のお侍たきこしは此
凡そ禮正室をまじの定儀なり相後云上古の將を
補して外國の是たは侍天子此儀を初りて士卒
を指揮し早令た下りむさし其大緊也左

表地錦 色の定好し他し左大柄は左緊也此り
減紋も亦侍三侍此儀は菊相詰名の紋用ひん

裏地薄衣板別 色打さふ
老柄は白平紙

長三尺五寸 右義正也

袖長一尺六寸 袖結薄平白糸 或藤柄結好は二筋
定水くちり

袴地上子同 壺脛巾を着る或正室は山袴を着るも
左のしり也並上高は水干ゆ袴也

夏は頭紋紗を用ひ或は精好もさ何あり

上衣下袴に夾襦あり 右儀の兼とちの如し他必糸を
用ひ肩紐も同し

禮を着けりし時は立烏帽子を着る必射鞆を着る

尻鞆野太刀 平紙は併
或は精紙 小刀を用ひ熊皮頬やを着る

亦大将しありしは一隊の帥は裾亦本當地帯木の世

紋の練緯ありしは平紙の禮正室を着用は左製

右上のこし 裏は白き平紙也
亦はせ紙を用ひ 禮を着る時は平紙の

烏帽子を着る額帯 白あやを用ひ亦は正室は白し地の帯を
以て制意するのあり是は大柄のしり也

形はまじの習は侍多し右を大禮着用の時此直垂

を用ひ大柄或は卷をも被着し侍のこしきも大緊

右制石の具足はあり 胴丸の裏
制意なり 右は禮正室を用ひ

厚き布なり 季世を何のしり也俗流は侍して古し
も復すりし能はるは恨むべきなり

鞍 <small>ウハハラカヒ</small>	鈴 <small>アツミ</small>	鈴組 <small>ミツツラ</small>	迂鞞 <small>チカラカハ</small>	障 <small>アフリ</small>	鞍帊 <small>ツホヒ</small>
金鉸 <small>マカブリ</small>	尾鞞 <small>アツミ</small>	鑣 <small>アツミ</small>	萩藁衛鞞 <small>ウハラノツナ</small>	俗ニイフ	手細
鍬 <small>ミツツキ</small>	兼鞞 <small>ミツツキ</small>	鞞 <small>アツミ</small>	俗ニイフ	ツモ	儻 <small>シサリ</small>
樓頭 <small>スカキ</small>	馬ノ額ヲ覆フ具也	馬衣 <small>マナス</small>	馬刷 <small>ウマバケ</small>	柳 <small>ヨシ</small>	櫪 <small>キヤク</small>
槽 <small>マナ</small>	亦同	鞞 <small>アツミ</small>	索 <small>カケナ</small>	絆 <small>フモタシ</small>	俗ニイフ

○ 獨窠錦を以て鞞褙と云ふは天子の御用にして臣下
 之を御用たり亦六位以下の鞞鞞組に連着するを以て
 但し鞞の衛より後未だ着するは鞞の鞞褙也

の鞞以鞞褙緋の鞞未だ楚楚の馬具なり
 大臣以上の鞞は浅紫參議以上は赤緋法王の
 六位以上の緑色法王は黄色六位以下の赤緋を用
 ゆるは能はらざる也
 參議以上は赤緋遠使別當以下府生以上は緋鞞を
 着するは他より他は着するはさる也
 羅皮障泥も五位以上の官人より緋六位以下は用也
 右は喜式 漢書式 少く我先王之制たり後世も及
 んて安んじは緋の鞞具を用ふは故と百の人の
 季世の風俗より從ふも其四式を以て可也

季世の風俗より從ふも其四式を以て可也

皇
子
御
印
圖書
印

皇
子
御
印

内
閣
文
庫

